

(事業の目的)

第1条 併設ユニット型指定(介護予防)短期入所生活介護事業所 和久楽(以下「事業所」という。)は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、要介護者に対し適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

2 事業所は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指し、要支援者に対し適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(ユニット型指定短期入所生活介護の運営方針)

第2条 ユニット型指定短期入所生活介護事業の運営方針は次のとおりとする。

- (1) 事業所は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。
- (2) 利用者へのサービスの提供は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、居宅介護支援事業者の作成する「居宅サービス計画」と事業所の作成する「短期入所生活介護計画」に基づき、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行う。
- (3) 利用者へのサービスの提供は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等を常に把握しながら適切に行う。
- (4) 担当職員は、利用者へのサービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 利用者へのサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
- (6) 事業所は、利用者へ提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (7) 事業所は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒まない。

(平成11年3月31日厚生省令第37号、第140条(第9条を準用))

原則として利用申込に対して応じなければならないものとし、提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは、①ベッドが空いていない場合②入院治療の必要がある場合、その他利用者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難な場合である。

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の運営方針)

第3条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業の運営方針は次のとおりとする。

- (1) 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める

ものとする。

- (3) 事業所は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(ユニット型指定短期入所生活介護とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の一体的運営)

第4条 指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護のサービスの提供は、同一の施設において一体的に運営するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第5条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人福祉施設 和久楽
(2) 所在地 新潟県上越市五智4丁目7番21号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 常勤 1名
職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、老人福祉法等
に規定される施設の運営に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 事務長 常勤 1名
職員の管理及び業務の管理を行う施設長の補佐を行う。
- (3) 医師 嘱託 1名
入居者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、施設の衛生管理等の指導を行う。
- (4) 看護職員 常勤換算 3名以上
- (5) 介護職員 常勤換算 24名以上
- (6) 生活相談員 常勤 1名以上
入居者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう施設内のサ
ービスの調整、老人福祉増進を目的とする事業者その他の保健医療サービスまたは福祉サービス
提供者との連携を行う。
- (7) 管理栄養士 常勤換算 1名以上
- ① 入居者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立の作成及び栄養指導を行うとともに、栄養
管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理を行う。
- ② 入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居
者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。
- (8) 機能訓練指導員 常勤 1名以上
入居者が心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための機能
訓練を行う。
- (9) 介護支援専門員 常勤 1名以上
入居者の施設サービス計画の原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手
続きを行う。
- (10) 事務職員 必要数
必要な事務を行う。

2 空床型については、第1項の定めにかかわらず同一の施設に勤務する職員の配置によるものとする。

(指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第7条 指定短期入所生活介護の内容は、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定短期入所生活介護の提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。
- (2) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者と連携を図ることにより利用者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した短期入所生活介護計画を作成し、漫然且つ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定短期入所生活介護の提供に当たって職員は、利用者及びその家族に対してサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
- (4) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、施設において利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (5) 事業所は、自ら提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第8条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定短期入所生活介護の提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治医又は歯科医師からの情報やサービス担当者会議等からの情報により、利用者の心身の情報及び日常生活全般の状況を的確に把握するものとし、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (3) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを十分に図ること、その他の様々な方法により、利用者の主体的な活動参加を促すような働きかけに努めるものとする。
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって職員は、利用者及びその家族に対してサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、施設において利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (6) 事業所は、自ら提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、主治医又は歯科医師と

も連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。

(指定短期入所生活介護等の利用料等)

第9条 指定短期入所生活介護等の利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告第19号）」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚告第127号）」に定める額とし、事業所において法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、前項の利用料のほか、以下に定める費用の支払いを受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

食費の額は別に定める料金表の金額とし、あらかじめ利用者又は家族等に対し、説明し同意を得なければならない。

(2) 滞在に要する費用

滞在費の額は、別に定める料金表の金額とし、あらかじめ利用者又は家族等に対し、説明し同意を得なければならない。

(3) 理美容料実費

(4) 日常生活上必要となる諸費用実費

①利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用 実費

②利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用 実費

3 利用者が負担する費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について文書により説明を行い、同意を得るものとする。また、利用の額を変更するときは、あらかじめ変更について利用者又はその家族に対して、文書により説明を行い、同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎実施地域は、上越市内の自動車で概ね30分以内の地域とする。

(サービス利用にあつたての留意事項)

第11条 利用者は以下に定める事項について遵守しなければならない。

(1) 利用者は、施設内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。

(2) 利用者は、施設内に危険物を持ち込んで서는ならない。

(3) 利用者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し管理者又は責任者の承認を得なければならない。

(4) 利用者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、利用者の心身に状況により利用者又はその家族からの申し出により、管理者が責任をもって管理する。

(緊急時等の対応)

第12条 職員は、指定短期入所生活介護等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態等が生じたときには、速やかに主治医又はあらかじめ施設において定められている協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、想定される非常災害に備え施設の点検整備、避難、救出訓練等を計画、実施する。

2 施設長又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域消防署の協力

を得た上で、年2回以上実施する等利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。

- 3 事業所は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定)

第14条 事業所は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定介護予防短期入所生活介護等を受けられるよう、事業を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定するとともに、業務継続計画に従い、必要な研修及び訓練(シュミレーション)を実施しなければならない。

- 2 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。

- ① 感染症に係る業務継続計画

- イ 平時からの備え
- ロ 初動体制
- ハ 感染拡大防止体制の確立

- ② 災害に係る業務継続計画

- イ 平常時の対応
- ロ 緊急時の対応
- ハ 他施設及び地域との連携

- 3 職員への研修内容は感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間で共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとし、新採用時及び年2回以上の開催とする。
- 4 訓練(シュミレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的に(年2回以上)実施するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待の防止のための職員に対する研修を年2回以上行うものとする。
- (4) 第3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

- 2 事業所は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(衛生管理等)

第16条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、適正な管理を行うものとする。

- 2 事業所は、感染症の発生及び蔓延防止のために、必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 事業所は、事故発生または再発防止のため以下に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、以下に定める報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事故又は当該事態が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生防止のための委員会を定期的に開催すること。
 - (4) 事故発生防止のための職員に対する研修を年2回以上行うこと。
- 2 事業所は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族及び市に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 事業所は、前項の事故については、状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。
 - 4 事業所は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第18条 事業所は、提供した指定介護予防短期入所生活介護等に関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、苦情を受けた場合には、苦情の内容等を記録するものとし市町村から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密保持)

- 第19条 職員は、正当な理由なく業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書に明記する。
 - 3 事業所は、老人福祉増進を目的とする事業を行う者等に利用者その家族の個人情報等の秘密事項を提供する場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(地域との連携)

- 第20条 事業所は、運営に当たって地域住民等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図るものとする。

(職員の研修)

- 第21条 事業所は、すべての職員に対し、資質の向上を図るため研修の機会を設けるものとする。
- (1) 採用時研修
 - (2) 必修研修 感染対策、安全管理、虐待防止等の必修研修は年2回以上実施する。
- 2 前項に掲げる研修のほかに、必要と認める場合は研修を実施する。

(記録の整備)

- 第22条 事業所は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護等の提供に関する下記に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 入居者へのサービスの提供に関する計画
 - (2) 行った具体的な処遇の内容等の記録
 - (3) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 苦情の内容等に関する記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

2 事業所は、設備、職員、及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

(暴力団等の排除)

第23条 事業所は、事業の運営について、新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第3条に規定する基本理念に則り、同条例第2条第1号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除するものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年11月14日から施行する。